

## ◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合行政不服審査会設置条例

平成 28 年 4 月 1 日

条 例 第 1 号

(設置)

**第1条** 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第2項の規定に基づき、事件ごとに、福井坂井地区広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）の附属機関として、福井坂井地区広域市町村圏事務組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 審査会は、法による審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議その他法令又は条例の規定によりその権限に属された事項を処理する。

(組織)

**第3条** 審査会は、委員4人以内をもって組織する。

(委任)

**第4条** この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。